

# 岐阜市立女子短期大学客員研究員規程

制定 令和4年12月27日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、学外の学術研究者との交流を図ることによって、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）における学術研究の進展に寄与するため、専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員研究員として受け入れる取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (客員研究員)

**第2条** 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教授、准教授、講師又は助教に準ずる資格を有する者
- (2) 前号以外の者で、教授会、教務委員会、地域連携センター運営委員会又はデータ駆動科学教育研究センター運営委員会の議を経て学長が適當と認める者

## (条件)

**第3条** 客員研究員は、次の各号のいずれかに該当する場合に受け入れができるものとする。

- (1) 本学の教員が、学外の学術研究者と共同研究をする場合
- (2) 本学の教員が、特定の研究の発展のために学外の学術研究者の協力を必要とする場合
- (3) 前各号の準ずるものとして学長が認めた場合

## (申請及び承認)

**第4条** 共同研究をしようとする本学の教員は、客員研究員受入申請書（様式第1号）により、その所属する学科、地域連携センター又はデータ駆動科学教育研究センターの長（以下「学科長等」という。）を経由して、学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請があった場合、学科長等は、教授会、教務委員会、地域連携センター運営委員会又はデータ駆動科学教育研究センター運営委員会の議を経て学長に提出するものとする。
- 3 学長は、第1項の申請に基づき受け入れを承認したときは、客員研究員受入許可証（様式第2号）を、学科長等を経由して申請者に送付するものとする。

## (研究期間)

**第5条** 研究期間は、1年以内とする。ただし、必要がある場合には、延長することができるものとする。

- 2 前項の延長申請は、研究機関延長申請書（様式第3号）により申請し、前条を準用するものとする。

## (研究成果の報告)

**第6条** 共同研究を行った本学の教員及び客員研究員は、共同研究による毎年の成果について、共同研究成果報告書（様式第4号）により、学科長、地域連携センター長又はデータ駆動科学教育研究センター長を経由して、学長に報告しなければならない。

## (遵守義務)

**第7条** 客員研究員は、本学の学則及び諸規程等を遵守しなければならない。

**(受入の取消)**

**第8条** 客員研究員が、本学の諸規程に違反したとき又は本学の運営に重大な支障をきたすような行為をしたときは、学長は、当該客員研究員の承認を取り消すことができる。

**(身分の取扱い)**

**第9条** 客員研究員と岐阜市との間には、身分関係は生じないものとする。

2 客員研究員には、給与その他の給付は支給しない。

**(施設の利用)**

**第10条** 学長は、第3条各号に規定する範囲内で、客員研究員に対して、本学の教育・研究に支障のない範囲において、附属図書館及び共用の施設、設備を使用させることができるものとする。ただし、研究室は措置しない。

**(委任)**

**第11条** この規程に定めるほか、必要な事項は学長が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

## 客員研究員受入申請書

年　月　日

岐阜市立女子短期大学学長　様

(申請者) 所属

職・氏名

下記の者を本学の客員研究員として受け入れたいので、申請します。

記

(ふりがな) 氏名		年齢 生年月日	歳 年　月　日
現住所			
新住所			
所属機関・職名			
最終学歴・学位			
研究歴及び 職歴の概要			
共同研究等の 目的及び内容			
研究期間	年　月　日～	年　月　日まで	
指導教員			

注1 次の資料を添付すること

- ① 研究実績が記載された調書
- ② 身元を証明する書類（海外からの場合はパスポート等）の写
- ③ 派遣元からの派遣に関する書類がある場合は、その写

注2 海外からの受け入れの場合は、国内での現住所、新住所（客員研究員となった後の住所）に加え、海外での住所も記載すること。

(様式第2号)

## 客員研究員受入許可書

年　月　日

(申請者)

所属

職・氏名

様

岐阜市立女子短期大学学長　印

年　月　日付けで申請のあった客員研究員の受け入れについて、下記のとおり承認します。

なお、本学での施設及び設備の利用は、下記のとおりとします。

記

(ふりがな) 氏名	
受入期間	年　月　日～　年　月　日
客員研究員	
共同研究等の 目的及び内容	
受入条件	(1) 客員研究員に、本学の学則及び諸規程等の遵守を徹底させること。 (2) 客員研究員が、故意又は重大な過失により、本学の設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を弁償させること。

注) 受入条件は、共同研究等の内容に応じて付記する。

(様式第3号)

## 受入期間延長申請書

年　月　日

岐阜市立女子短期大学学長　様

(申請者) 所属

職・氏名

下記のとおり客員研究員の受入期間を延長したいので、ご承認下さるようにお願いします。

記

(ふりがな) 氏名						
共同研究等の 目的及び内容						
延長を必要と する理由						
受入期間	延長前の受入期間	年　月　日～　年　月　日				
	延長後の受入期間	年　月　日～　年　月　日				

注) 添付書類

- ① 客員研究員の所属する所属長の期間延長に関する承諾書
- ② 期間変更後の研究計画書

(様式第4号)

## 研究成果報告書

年 月 日

岐阜市立女子短期大学学長 様

(申請者) 所属

職・氏名

客員研究員

氏名

下記のとおり実施した研究について成果を報告します。

記

共同研究等の目的	
受入期間	年 月 日～ 年 月 日
研究成果の概要	